

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事業主による運営管理機関の評価」です。

第 42 講 「事業主による運営管理機関の評価」

（確定拠出年金法第 7 条 2020 年度版条文集 P18 ほか）

事業主による運営管理機関の評価（以下「運営管理機関の評価」）とは、企業型年金において、運営管理業務がもたら加入者等の利益のために行われているかどうかを、事業主が評価することです。運営管理機関の評価に関する規定としては、確定拠出年金法第 7 条があり、この他に法令解釈第 10 により詳しい内容が記載されています。まず、確定拠出年金法第 7 条をみてみましょう。

第 7 条は、運営管理業務の委託に関する規定です。このうち第 4 項に、努力義務規定として運営管理機関の評価に関する規定が設けられています。第 4 項に記載されている内容をまとめると、以下の 3 点となります。

- ① 少なくとも 5 年ごとに運営管理機関の運営管理業務の実施に関する評価を行うこと。
- ② 評価に基づいて運営管理業務の委託について検討し、必要に応じて運営管理機関の変更その他の措置を講じること。
- ③ 事業主が委託した運営管理機関に加えて、委託した運営管理機関が再委託した運営管理機関も評価の対象となること。

次に、法令解釈第 10 で詳しい内容をみてみましょう。法令解釈第 10 の記載内容は、大きく、評価の考え方と具体的な評価項目の 2 つに分けられます。

評価の考え方については、評価を行う意義として、事業主が加入者等の利益のみを考慮して運営管理機関を選定しているかを制度の実施主体として確認する必要があることが記載されています。「定期的に」評価を行う必要があるのは、制度発足時点では運営管理機関の体制や提示された運用の方法が望ましいのもであっても、期間の経過により、そうでなくなることがありうるからです。つまり、運営管理機関の評価は、評価を行う事業主にとっても、行為準則を遵守して制度を実施しているかを確認する手段の一つであるということです。なお、法令解釈第 9 では、事業主の行為準則として、運営管理機関から年 1 回以上、業務の状況等について報告を受けることとされていますが、これらの報告内容についても評価の際に考慮することとされています。

具体的な評価項目や評価の手法については、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度などにより異なりますが、法令解釈では少なくとも以下の項目について評価することが望ましいとされています。

まず、加入者等にとって最適な運用の方法が選定されているかを確認するための項目として以下の項目があげられます。

① 運用の方法に関する法令解釈第 9.1 (1) ②の事項

具体的には次の事項であり、これらは、事業主が運営管理機関から合理的な説明を受けるように努める必要がある事項とされています。

(i) 提示された商品群の全て又は多くが 1 金融グループに属する商品提供機関又は運用会社である場合に、それ

がもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。

(ii) 他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか

(iii) 商品の手数料について、詳細が開示されていない、又は開示されていても一覧性がない場合や分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているのか

(iv) 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか

② 運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告があったか

③ 加入者等への情報提供が分かりやすく行われているか(コールセンターや加入者ウェブの運営状況)

また、制度を長期的、安定的に運営できるかを確認するための項目としては、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等も評価項目としてあげられます。これは、長期的、安定的な制度の運営には、運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となるからです。

なお、運営管理機関の評価は、実施している企業型年金制度の是正や改善につなげるために事業主が主体的・俯瞰的に行うべきものであることから、評価に際しては運営管理機関との対話等も重要であるとされています。これらの評価項目は、運営管理機関に対しても、法令解釈第9.2で行為準則の1つとして点検、確認すべきことが定められています。

運営管理機関の評価は、事業主が一方的に行うものではなく、事業主、運営管理機関双方が行為準則を遵守しているか確認する機会であるという点を理解することが重要です。

今回は、「事業主・運営管理機関の報告義務」です。

※記載内容は2020年4月1日現在の法令に基づくものです。